

【網走市国保または後期高齢者医療の方】

医療費を10割支払った方へ

保険適用の医療費については、申請により審査後、払い戻しが可能です

【払い戻しの手続きに必要なもの】

■マイナンバーカード、または資格確認書（旧保険証）

■病院の領収書（領収印があるもの）

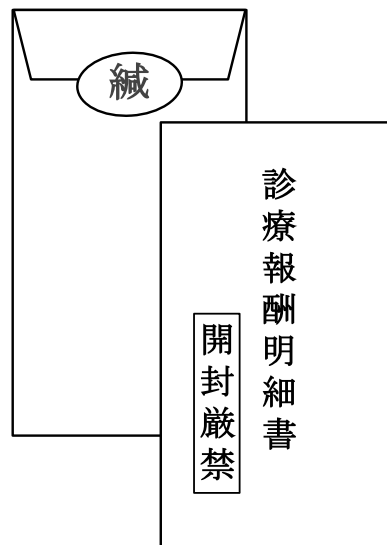
※一度保険適用で診療し、以前加入していた健康保険等から7～9割の請求があった場合の払い戻しには、健康保険に支払った領収書も必要です

■振込口座のわかるもの（世帯主名義）

※世帯主以外の方の口座に振り込む場合は、印鑑（認印）も必要です

■診療報酬明細書（レセプト）

（※領収書とあわせてもらえる明細書とは異なります！明細書では受付できません）



▲ レセプト(見本) ▲

【診療報酬明細書(レセプト)について】

医療機関窓口または加入していた健康保険から直接受け取るか、郵送してもらってください

医療機関ごとにそれぞれ必要です(病院分・薬局分それぞれ必要です)

※領収書とあわせてもらえる明細書とは異なります

※封筒は開封せず封筒ごと窓口にお持ちください(開封してしまった場合、払い戻しはできません)

問い合わせ先 網走市 戸籍保険課 医療保険係 1階 ⑤番窓口

☎ 0 1 5 2 - 6 7 - 5 4 1 5 (係直通)